

第1章 報酬・費用弁償

○海部地区水防事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

昭和48年6月6日
条例第10号

改正 昭和50年2月21日条例第1号
平成2年2月15日条例第2号
平成5年2月12日条例第1号
平成8年2月15日条例第1号
平成18年2月22日条例第1号
平成21年4月10日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 年額 30,000円
- (2) 副議長 年額 23,000円
- (3) 議員 年額 19,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、その額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職又は死亡した等によりその職を離れたときは、その日までに議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、9月及び翌年3月その末日に支給する。

(日割計算の方法)

第4条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が公務を行うため旅行した場合には、管理者等に支給する旅費の例による額を費用弁償として支給する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年2月21日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（平成2年2月15日条例第2号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月12日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月15日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月22日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。